

## 少数民族回復政策の困難 ——スペイン・ガリシア自治州で進む脱ガリシア語化と言語権——

Desafíos na política de normalización lingüística  
—A evolución do proceso de desgaleguización e dereitos lingüísticos—

柿 原 武 史

Takeshi KAKIHARA

### 要 旨

本稿では、少数民族話者の言語権と国家語そして英語などの外国語を学ぶ権利について考える。具体例としてスペイン・ガリシア自治州におけるガリシア語とガリシア自治政府による言語正常化政策を取り上げる。同自治州が1983年に言語正常化法を制定してから30年以上が経過し、ガリシア語の公的使用や教育などは整備されたが、各種調査から実際の使用は減退していることが明らかになっている。2005年ガリシア自治州議会でナショナリスト政党が連立政権入りし、特に教育分野における積極的なガリシア語回復政策を推し進めた結果、その行き過ぎが批判された。そして、2009年の保守政党の政権復帰により、「複言語」教育の名の下で国家語と英語の存在が拡大し、教育におけるガリシア語の存在が低下した。国家語だけでなく英語とも競合することになった現在、少数民族であるガリシア語の話者の言語権がいかに保障されうるのかについて考える。

キーワード：ガリシア語、言語政策、言語権、複言語主義、英語教育

### Abstract

The purpose of this study is to show how the Linguistic Rights of speakers of national minority language can be compatible with the rights to learn national and foreign languages. In this paper we take Galician language spoken in Spain's northwestern region of Galicia as an example. The autonomous government of Galicia confers on Galician the status of an official language alongside Castilian, the national official language, and adopted the Linguistic Normalization Act in 1983 and several other measures to promote the use of Galician in the public Administration, education and the mass media. Although the knowledge of written Galician is widespread among young people as a result of the Linguistic Normalization Policy, the use of Galician has apparently been in constant decline. Under

the circumstances, the autonomous government has launched so-called plurilingual education issuing the Decree 79/2010. This decree intends to extend foreign language education and is criticized for decreasing the presence of Galician in education.

**Keywords:** Galician, Language policy, Linguistic Rights, Plurilingualism, English education

## 1. はじめに

スペインは1978年憲法第3条により、カスティーリヤ語（いわゆるスペイン語）を国家の公用語と定め、各自治政府が制定する自治憲章で地域言語を公用語と定めれば、その自治州においては当該言語も公用語とすることを認める政策を採っている。地域言語を公用語とする自治州は、当該言語の回復をめざす言語正常化と呼ばれる政策を実施している。その中心は、行政、教育、マスメディアでの使用を諸法令により整備することである。ガリシア自治州はカスティーリヤ語とガリシア語を公用語としており、これらの分野でのガリシア語使用に関する法整備は整い、ガリシア語の使用は制度面では回復しつつある。特に、教育でのガリシア語使用が整備された結果、若い世代のガリシア語能力が向上するといった成果が現れている<sup>1)</sup>。しかし実際の使用は衰退しつつあるという調査結果もあり、ガリシア語回復政策は必ずしも順調には進んでいない<sup>2)</sup>。その原因としてSeminario de sociolingüística (2003) は、若者の間にガリシア語やガリシア訛りのカスティーリヤ語を社会的に低い地位の人と結びつける態度があることを指摘した。また柿原 (2007) は、ガリシア語に対するイメージ改善のためには身近なメディアでのガリシア語使用の促進が有効であることを確認した。

こうしたなか、これまでのガリシア語回復政策で重要な役割を果たしてきた、教育におけるガリシア語使用を制限しかねない大きな問題が浮上してきた。国家語に加え英語教育を拡充する言語教育政策の実施である。現政権は教育言語選択の自由や英語教育を求める保護者の声に応えるためにこうした施策を進めていると主張している。つまり、子どもに国家語と英語を学ばせる保護者の権利を尊重するというのである。グローバル化が進む現代において少数言語話者にとっての言語権とは何を意味するのだろうか。そして、子どもたちの言語権はいかに保障されうるのだろうか。本稿では、ガリシア語をめぐる近年の議論を事例として取り上げ、これらの疑問について考えたい。

## 2. ガリシア自治州の言語教育政策と言語権

ガリシア自治州は1981年制定の自治憲章第5条で国家の公用語であるカスティーリヤ語とともにガリシア語を自治州の公用語に定めている。そして1983年にガリシア言語正常化法 (Lei de Normalización Lingüística) を制定した。同法は、長年の間に国家語であるカスティーリヤ語によって取って代わられたガリシア語の社会的機能や地位を回復すること、つまりカスティーリヤ語が支配的になっているダイグロシア状況を是正し、両言語が対等な状況を実現することをめざした法律である。ガリシア自治州における言語正常化政策は、基本的には同法の規定に基づき、各領域で詳細な施策について定めた州政令 (Decreto) や州令 (Orde) を制定することで実施されている。本

節では、言語正常化政策のうち、主に教育における施策の変遷について言語権との関係で論じる。

## 2.1 言語正常化法における言語権

1983年制定のガリシア言語正常化法は言語権に関し、第1条で「すべてのガリシア人はガリシア語を知り、使う権利を有している」と規定し、第3条で「ガリシアの公権力は、何人も言語を理由に差別されないように適切な措置を講ずる」と規定している。これらは、個人的権利としての言語権を保証する条項といえよう。1992年にスペインは「ヨーロッパ地域言語少数民族憲章(European Charter for Regional or Minority Languages)」に調印し、2001年に批准している。また、1996年にスペイン議会下院とガリシア自治州議会が満場一致で「世界言語権宣言(Universal Declaration on Linguistic Rights)」への支持を表明したことで、集団的権利としての言語権についても一定程度は追認したものと考えられる。なぜなら、「世界言語権宣言」は第1条第2項で「言語権が個人的権利であると同時に集団的権利でもあるという原則に立脚」すると規定しているからである。

2004年には、ガリシア自治州議会は今後のガリシア語回復政策の方向性を示した文書である「ガリシア言語正常化プラン(Plan xeral de normalización da lingua galega)」を満場一致で承認した。同文書においても、ヨーロッパ地域言語少数民族憲章や世界言語権宣言への言及がある。このように、ガリシア自治政府は、ガリシア語話者の言語権を個人的権利としてだけでなく、集団的権利としても捉えており、ガリシア語話者が、ガリシア語をアイデンティティの拠り所とし、学び、使用するだけでなく、維持、発展させ、次世代に教育していくことをも含めて基本的な権利と考えているのである。

本稿では主に義務教育課程におけるガリシア語教育について扱うが、諸法令が明示した理念や目標といったいわば「理想」と、実際の教育や社会におけるそれぞれの言語の位置づけといった諸要因により、ガリシア語の使用が低迷しているという「現実」について概観し、問題点の所在を確認する。

## 2.2 教育におけるガリシア語

言語正常化法は、大学を除くすべての教育段階においてガリシア語が公用語であると定め（第12条第1項）、ガリシア語教育が義務とされている教育段階修了時までに生徒がカスティーリャ語とガリシア語の同等の知識を有するようにするという教育目標を掲げている（第14条第3項）。また大学教育に関しては、教員、学生ともに自らが好む公用語を使用する権利を認めている（第15条第1項）。

これらの規定を具体的に実施に移すべく、さまざまな州政令が制定されてきた。例えば、1983年制定の州政令135号(Decreto 135/1983)は、大学を除く教育における科目としてのガリシア語とカスティーリャ語の授業時間数が同じになるよう定めた。そして、1988年州令1987号(Orde 1987/1988)は、ガリシア語を他の教科の教育言語として使用することを初めて明記し、1995年州政令247号(Decreto 247/1995)はガリシア語を教育言語として使用することを各教育段階別に詳しく定めた。こうして、ガリシア語は教科としてだけでなく、他の教科を教えるための教育言語としても使用されるに至ったのである。2004年9月にガリシア自治州議会が満場一致で承認した「ガリシア語正常化総合プラン(Plan xeral de normalización da lingua galega)」は、教育に関しては、初等教育から学習内容の少なくとも50%をガリシア語で授業すべきだと提案した。この文書は法的効力を有さないため、いわば教育における言語正常化政策がめざすべき「理想」が示されたとい

える。

### 2.3 ガリシア語とカスティーリャ語そして英語のせめぎ合い

2005年6月の議会選挙で、それまでのガリシア国民党（Partido Popular de Galicia: PPdeG）が率いる保守政権からガリシア社会党（Partido Socialista de Galicia: PSdeG）と地域ナショナリズム政党であるガリシア・ナショナリスト・ブロック（Bloque Nacionalista Galego: BNG）との連立政権への政権交代が起こった。これは自治政府設立以来の保守政権からの政権交代であった。同政権は2007年、初等教育以降の公教育においてガリシア語を教育言語として用いるべき教科を規定し、全教育内容の少なくとも50%をガリシア語で教授することを定めた州政令124号（Decreto 124/2007）を制定した。これは、2004年のガリシア言語正常化総合プランの提案を具体的に実施に移そうとしたものであった。これに対し、当時野党であったガリシア国民党を中心に、同州政令はガリシア語の「押し付け」であるとの批判が展開された。

2009年3月の議会選挙で再び政権を握ったガリシア国民党は、2007年州政令124号を廃止し、2010年「ガリシアの大学以外の教育における複言語使用のための」州政令79号（Decreto 79/2010）<sup>3)</sup>を制定した。これにより、カスティーリャ語により授業がおこなわれる教科が増え、ガリシア語の存在が相対的に縮小する可能性が出てきた。つまり、地域ナショナリズム政党が政権に参加し、教育におけるガリシア語回復政策の「理想」を実現しようとした途端、その行き過ぎに反発した保守勢力が政権に返り咲き、ガリシア語の将来にとってより不利になりかねない政策を実施したというのが「現実」なのである。

また、柿原（2008）（2009）が指摘しているように、近年スペインでは公教育における英語教育熱が高まっており、この法案も英語教育を拡充する「複言語教育」の方針を打ち出している<sup>4)</sup>。これにより、学校教育におけるガリシア語の存在は、カスティーリャ語と英語という強大な言語の存在を前にして、さらに小さくなっていくことが懸念される。これは、ガリシア語の回復政策という観点からは後退であり、後に見るようにガリシア語使用の低迷に拍車がかかったとの批判も出ている。一方、カスティーリャ語や英語の教育を求める声に応えたという現政権の立場に立てば、住民の言語を選ぶ権利を尊重したことになる。以下では、ガリシア自治州における英語教育の拡充をめぐる近年の議論から、少数民族話者の言語権とは何かについて考えたい。

## 3. 少数言語話者の言語権と英語教育

少数民族話者にとって、自らの母語を学び使用する権利と、居住する地域や国の主要言語や公用語、さらには外国語である英語を学ぶ権利はどのように関係し合い、保障されうるべきものなのだろうか。ここでは、少数民族話者が英語を学ぶ権利が言語権という概念に含まれうるのか、少数民族話者が学習言語を選択する自由と言語権という概念が両立可能なのかについて考えたい。

### 3.1 英語を学ぶ権利と言語権

言語権とは、その概念の誕生経緯からして少数民族話者の母語に関する権利として語られることが多かった。言語権という概念を提倡したトーヴェ・スクトナブル=カンガスは、「言語（母語）によって区別される集団の間に存在する（物質的および非物質的）権力や資源の不平等な配分を正当

化し、生起させ、また再生産するために用いられるイデオロギーおよび構造」(Skutnabb-Kangas 1988: 13, 訳は言語権研究会 1999: 9による)を「言語差別」(linguicism)としている。そして、こうした言語差別を差別として可視化しようとする試みが言語権という考え方である(言語権研究会 1999: 10)。1980 年代以降、主に少数言語ヨーロッパ事務局(European Bureau for Lesser-Used Languages)が中心となり、各地の少数言語話者の権利をヨーロッパという次元で認めさせようという議論がおこなわれ、言語権という概念が発展した。そして 1990 年代以降、世界各地で言語権への関心が高まった。こうしたなか、1992 年に「ヨーロッパ地域言語少数民族言語憲章」が欧州評議会で採択され、1996 年に「世界言語権宣言」が世界言語権会議で採択された。

言語権研究会(1999: 10)は「世界言語権宣言」の具体的な権利内容を「まず第一に、自集団の言語と自己同一化し、これを学校において習得し、また公共機関で使用する権利、そして第二に当該地域の公用語を学習する権利」であるとしている。ガリシア語話者の場合、ガリシア語をアイデンティティの拠り所とし、学校で学び、公の場で使う権利と、国家の公用語であるカスティーリャ語を学ぶ権利があるということになる。それでは、外国語である英語を学ぶ権利は言語権に入るのだろうか。「世界言語権宣言」には「(略) あらゆる人はいかなる言語をも学習する権利を有する」(第 23 条第 4 項)と記されている。同宣言は、少数言語に限らずすべての言語共同体が平等であるという趣旨で、「少数言語」や「地域言語」という用語を用いていない。しかし、言語権という概念は、言語差別を可視化し是正する試みであるため、少数言語集団を対象とする文脈で用いられることが多い。また、同宣言の草案が「少数言語のためのエスカレ国際センター」(CIEMEN)によって書かれたこともあり、言語権は少数者の基本的人権の一つと考えるのが一般的ではないだろうか。そうであるならば、言語権は、少数言語話者が当該社会で生活し社会活動に参加するために必要な権利として考えるのが妥当であろう。そのため、外国語として英語を学ぶ権利の緊急性はそれほど高くないので、言語権として考えるのは適切ではないだろう。

しかし、グローバル化の進展に伴い、社会参加のための英語の必要性が今後さらに高まることにより、英語を学習する権利を言語権として捉えなければならない時代が来るかもしれない。筆者は英語帝国主義を容認する立場はない。しかし、近年のスペインにおける就職難に対して、多くの若者が欧州内の他国に職を求めて移動している状況を見ると、外国語を学ぶ権利を基本的権利として主張する声が高まつてもおかしくないと考える。欧州連合内での人の移動が今後さらに活発になれば、外国語を学ぶ権利は、従来の地域の公用語を学習する権利と同等の権利へと発展するのではないだろうか。その言語が移住先の地域の公用語になるのか、英語になるのかは、今後の欧州連合内における英語の地位の動向にかかっているのだろう。

### 3.2 教育言語選択の自由と少数言語

2010 年のガリシア自治州政令 79 号は、初等教育では「算数」、中等義務教育では「数学」「技術」「物理」「化学」の授業をカスティーリャ語でおこなうと規定した。それまでは、少数言語であるガリシア語の存在を学校教育において保障するために、ガリシア語で授業をおこなうべき教科や学問領域が指定されることはあっても、カスティーリャ語で授業をおこなうべき教科が指定されることはなかった<sup>5)</sup>。2010 年州政令 79 号は、この政策転換の根拠として 2009 年 6 月に自治政府が大学以外の学校に在籍する児童生徒の保護者に対して実施したアンケート調査の結果を挙げている。

この調査は、初等教育から教育内容の少なくとも 50% をガリシア語で教授することを定めた 2007 年州政令 124 号の廃止を公約に掲げたガリシア国民党新政権が 2009 年 7 月に実施したアンケー

ト調査である。この調査の結果によると、多くの保護者が子どもにカスティーリヤ語で教育を受けさせることを望んでいることが明らかになった（表1）。

表1 子どもに何語で主要科目的授業を受けさせたいか（初等教育・中等義務教育）

	初等教育	中等義務教育
すべてガリシア語	12.5% (11,772)	19.8% (9,321)
大半をガリシア語	5.8% (5,419)	7.7% (3,620)
ガリシア語とカスティーリヤ語	26.6% (25,059)	23.6% (11,109)
大半はカスティーリヤ語	17.0% (16,010)	14.7% (6,901)
すべてカスティーリヤ語	37.6% (35,395)	33.8% (15,904)
無回答	0.6% (562)	0.4% (211)
合計	100% (94,217)	100% (47,066)

※（ ）内は実数。

Xunta de Galicia (2009: 11-15) より作成

この調査結果を根拠として、同政権は2010年州政令79号を制定したのである。この州政令には、随所に「両言語の公平な存在（unha presencia equitativa das dúas linguas oficiais）」や「平等（igualdade）」といった表現があり、ガリシア語の回復をめざす従来の言語正常化政策から大きな変化はないもののようにも思える。しかし実際には、国家語であるカスティーリヤ語で教授すべき授業科目を規定するなど、従来のガリシア語の存在を保障する諸法令とはまったく異なるものとなっている。

また、この州政令は第21条第1項において、各学校が自発的かつ漸次的に「外国語、特に英語により教授される科目」を最大で週あたりの授業時間数の3分の1設定することができると規定している。つまり、英語をも教育言語として導入しようとしているのである。そして、その根拠として、やはり保護者の希望を挙げている。先の調査では、英語による教育の是非についても保護者に尋ねており、幼児教育在籍者の保護者の91.5%が、教育内容が英語で教授されることに賛成しており、初等教育に在籍する児童の保護者の75.2%、中等義務教育に在籍する生徒の保護者の63%が、教育言語としての英語の使用に賛成しているというのである（Xunta de Galicia 2009: 10-18）。

ここで問題となるのは、子どもに教育を受けさせる際の保護者の言語選択の「自由」を無制限に尊重すべきなのか、あるいは少数言語話者としての言語権を守るべきなのかということである。少数言語話者が「自由に」言語選択をおこなうと、大言語への言語取り替え（Language Shift）が起こることは容易に想像できる。そのため、「自由」を尊重するだけでは、これまでのガリシア語の回復をめざしておこなわれてきた言語正常化政策を放棄することにもなりかねない。

### 3.3 現場教員の声

ここまで、少数言語話者の言語権と英語を学ぶ権利や言語選択の自由といった問題についてや抽象的な議論をおこなってきた。また、当事者である子どもやその保護者の権利について論じてきた。しかし、学校教育における重要なアクターの一つとして、現場で授業をおこなう教員の存在を忘れてはならない。筆者は、このようにガリシア語教育の削減と英語教育の拡充をめざす政策転換がおこなわれようとしているガリシア自治州において、現場の教員たちがどのように考えている

のかを明らかにすべく、現地調査を実施した。具体的にはア・コルーニャ（A Coruña）県内の中等義務教育課程（Educación Secundaria Obrigatoria）<sup>6)</sup>を有する3つの公立校でガリシア自治政府の政権交代直後の2009年9月に聞き取り調査を実施した。詳しくは2010年の日本言語政策学会大会にて報告をおこなったので<sup>7)</sup>、ここでは、聞き取り調査で得られた主な結果についてまとめることで、現場教員が当時の言語教育政策の変化をどのように捉えていたのかを明らかにしたい。

### 3.3.1 ガリシア語教育の現状と政策転換への不安

調査を実施した3校のうち2校（A校、B校）は、主にガリシア語のみが話されている人口5000人未満の集落に位置し、就学前教育（Educación Infantil）と初等教育課程（Educación Primaria）を併設している。残る1校（C校）は、サンティアゴ・デ・コンポステラ市（人口約9万5千人）に位置し、自治州全域を対象とする通信教育による成人向け中等義務教育課程（Educación Secundaria de Adultos）と職業教育課程（Ciclos Formativos）を有している。本調査は2009年9月に筆者が各学校を訪問し、協力者である教員たち<sup>8)</sup>に対し、それぞれ1時間程度の聞き取り調査をおこなったものである。

調査実施時点では新政権が2007年州政令124号の廃止を宣言したものの、代替法令がまだ具体化していなかったため、いずれの学校においても、新年度（2009/10年度）からも引き続き、従来の体制でガリシア語教育を継続することであった。

A校とB校は、ガリシア語が優勢な地域に位置することもあり、調査実施時点では中等義務教育課程の50%以上の授業がガリシア語で実施されているとのことであった。また、A校の初等教育では、科目としてのカスティーリヤ語以外ほとんどの科目の授業がガリシア語でおこなわれていた。B校の教員によると授業内容の50%以上をガリシア語で教授することを定めた2007年州政令124号制定の前後で大きな変化はなく、同校と同様に小さな町の学校では概ね同様の状況だろうとのことであった。つまり、ガリシア語が優勢な小さな町の多くの公立校では、ガリシア語「押し付け」議論のきっかけとなった州政令以前から変わらず、ガリシア語優勢の教育を実施していたのである。一方、通信制のC校では、中等義務教育に関しては50%以上の授業をガリシア語で実施していたが、生徒の使用言語に応じて教員は言語を使い分けていたし、教員によってガリシア語で授業をおこなうことに対する抵抗を感じる者もいるとのことであった。同校は都市部に位置することや、通信制であることから、カスティーリヤ語話者の生徒もあり、ある年齢以上の教員はカスティーリヤ語で学校教育を受けた世代であるため、ガリシア語で授業をすることに対する抵抗を感じる者もいるとのことであった。

新政権が発表した2007年州政令124号の廃止と政策転換については、新州政令がどのようなものになるのかがわからず不安であるとの声が聞かれた。調査時点では2007年州政令124号が有効であり、9月からの新学期も従来通りのガリシア語教育が継続されることになっていたため、大きな混乱は見られなかった。ただし、いずれの学校でも教員たちは新政権がガリシア語教育政策を変更することに不安を抱いており、変化を望まないと発言していたことから、教育におけるガリシア語の存在を縮小しようとする政策転換に疑問を感じているのは明らかであった。

### 3.3.2 現政権による政策転換とその根拠となったアンケート調査への不信感

調査を実施したすべての学校で教員たちが共通して指摘したのが、新政権が2009年7月に実施したアンケート調査の問題点である。このアンケートには、保護者が子どもに何語で教育を受けさ

せたいかを問うた質問があり、上で見たように、多くの保護者がカスティーリヤ語あるいは両言語と回答した。この結果に基づき新政権は、全授業時間の50%以上をガリシア語で教授するという前政権の政策が行き過ぎであり、政策転換が必要であると主張したのである。しかし、教員の中には、この調査の実施手法に疑問を示し、夏休み直前に結果を公表し議論ができないようにしたことに不満を述べる者が複数いた。また、前政権の政策がガリシア語の「押し付け」であると思うか尋ねたところ、多くの教員はそうは思わないと答えていた。ガリシア語の使用が正常化している学校は自治州全体では少ないので、ガリシア語を積極的に導入する努力をし続けなければ、学校内での使用は定着しないという旨のコメントをする教員もいた。

このように教員たちが不信感を抱くようなアンケート調査を実施し、それに基づき2007年州政令124号の廃止を宣言したことから、筆者の調査の対象となった教員たちは、現政権の新たな言語教育政策に対しても否定的な態度を示した。また、前政権は連立であったために言語正常化政策に対して政権内に様々な意見があったものの、正常化のための道はたどっていたと評価する声が聞かれた。反対に、教育におけるガリシア語の存在を削減しようとする新政権の言語政策は、かつてないほどの「後退」であると指摘する教員もいた。

### 3.3.3 英語教育とガリシア語教育に関する意見

2010年のガリシア族自治州政令79号は「複言語」教育を標榜し、英語教育を拡充し、教育言語としての英語の使用を拡大する方針も示している。この点について教員たちに意見を求めたところ、調査対象となった教員の多くは、外国語教育（特に英語教育）の拡充を高く評価し、生徒や保護者にも好評であると発言した。また、外国語教育の拡充が負担となり、ガリシア語教育に影響が出ないかとの筆者の問い合わせに対しても、そのようなことはないと答え、英語の必要性を訴える教員や、従来の外国語教育では成果が上がらず、生徒の英語運用能力が低いことにいらだちを示す教員もいた。こうした態度は、現在の日本の英語教育に対する多くの人々の態度と類似しており、大変興味深いものであった。

しかし一部の論者は、現在ガリシアでは「複言語」という名のもとに、言語により生徒を分離し、非ガリシア語話者に対しカスティーリヤ語と英語のみの教育をおこなう教育機関の実現を求める人々がいると指摘している<sup>9)</sup>。つまり、ガリシア語よりも英語教育を求める人々がいるのであり、今後英語教育が拡充されると、ガリシア語教育がさらに削減される危険性があるというのである。

最後に、教員たちにガリシア語教育が直面する課題について尋ねたところ、ガリシア語の世代間継承がなされなくなっていることが、最大の問題であるとの指摘があった。これは各種調査からも明らかになっている事実であるが、ガリシア語は言語正常化政策の結果、教育に導入され、「教科書の言語」にはなったが、実際に使用されることには、将来はないという非常に厳しい現実を反映した指摘といえる。教育の言語としての存在が徐々に拡大してきて現在の地位を獲得したガリシア語だが、それでもガリシア語の保持、回復は非常に難しいのである。そのため、教育におけるガリシア語の存在を制限する政策を打ち出した現政権が、今後さらに言語選択の「自由」や「複言語主義」を盾にカスティーリヤ語と英語を重視する政策を探れば、ガリシア語が急速に衰退していくことが危惧される。また、私立学校と公立学校の格差を指摘した教員もいた。つまり、私立学校のなかには教科としてのガリシア語の授業さえもカスティーリヤ語で行っているような学校もあるというのである。また、学校間だけでなく家庭の社会経済状況により、教育言語に対する意識に差が見られると指摘した教員もいた。例えば、大学や学校の教員など社会経済的に豊かな人々は、ガリ

シア語に良いイメージを持っており、子どもにガリシア語の教育を受けさせることに関心が高いが、そうでない人たちは、カスティーリヤ語に高い威信を感じている人が多く、心理的に子どもにガリシア語で教育を受けさせることに抵抗がある人もいるというコメントをする教員もいた。

### 3.4 ガリシア語話者の言語権擁護を訴える声

「はじめに」で述べたように、ガリシア語の能力は、教育の成果もあり、読み書き能力において顕著に回復しつつある。このことは、ガリシア統計局が2014年に公表したデータからも明らかである（表2）。しかし、一方でガリシア語の使用は低迷している。同じく統計局のデータによると、日常的にガリシア語のみを話す人の割合は2003年の43.2%から2013年には31.2%に低下し、カスティーリヤ語のみを話す人は19.66%から26.25%に高まっているのである（表3）。

表2 ガリシア語能力

	1991年	2001年	2003年	2008年	2013年
理解できる	96.96%	99.16%	97.21%	94.79%	95.83%
話せる	91.39%	91.04%	89.57%	89.15%	86.93%
読める	49.30%	68.65%	85.92%	83.01%	84.77%
書ける	34.85%	57.64%	52.94%	57.84%	59.17%

ガリシア統計局のデータ（IGE 2014）に基づき筆者が作成

表3 日常的に使う言語

	2003年	2008年	2013年
いつもガリシア語	43.20%	30.29%	31.20%
ガリシア語の方がカスティーリヤ語より多い	18.32%	26.73%	20.29%
カスティーリヤ語の方がガリシア語より多い	18.83%	22.70%	22.26%
いつもカスティーリヤ語	19.66%	20.28%	26.25%

ガリシア統計局のデータ（IGE 2014）に基づき筆者が作成

このようなガリシア語の日常的な使用の急激な低下の原因が、現政権による言語教育政策にあるという指摘もあり、大きく報道された（2015年2月7日付 El País 紙、2014年12月8日付 La Voz de Galiciaなど）。

こうした状況を受け、ガリシア言語アカデミー（Real Academia Galega）は現政権の政策を批判し、2010年州政令79号の策定時の手続きに対する異議申し立てをガリシア自治州高等裁判所に対しておこなった（procedimiento ordinario número 591/2010）。この異議申し立ては、2012年11月28日に却下され、同アカデミーは2013年、最高裁判所へ控訴した（recurso de casación número 598/2013）が、やはり2015年3月11日に却下されたため、同アカデミーは2015年、憲法裁判所に同州政令が違憲であると訴え、上告した。その際に公表されたガリシア言語アカデミーの主張の主なものは、①2010年州政令79号によりガリシア語話者の権利が侵害されている、②同州政令は言語正常化法を発展させるものと謳っているが、明らかに矛盾している、③最も深刻なのは、同州

政令が、ガリシア語への損害を深め、ガリシア語を科学的教科での使用から排除し、ガリシア語の劣等な状況を永続的なものにしていることである、という3点に要約される。つまり、現行の言語教育政策では少数言語話者の言語権は侵害されており（①）、その言語権を擁護するために実施されてきた言語政策の根幹となる言語正常化法の方針に反しており（③）、ダイグロシアの固定化を招きうると指摘しているのである（③）。2015年9月24日、憲法裁判所はこの訴えを棄却したため、同アカデミーは欧州裁判所への提訴も検討している。

このように、ガリシア語の規範策定機関であり、ガリシア語の保持と普及をめざす機関であるガリシア言語アカデミーが、いわば専門家の立場から現行の言語教育政策を批判している点は大いに注目に値する。

#### 4. おわりに

本稿では、少数言語回復政策の事例としてガリシア自治州におけるガリシア語の言語正常化政策を取り上げ、少数言語話者の言語権がいかに保障されうるかについて考察した。少数言語話者の言語権と、国家語や英語を学ぶ権利との両立をどのようにして図るかという、おそらく世界各地の少数言語が直面している問題が顕在化しているガリシアの事例は、グローバル化が進むなかでの言語権のあり方について考える上で大いに参考になるのではないだろうか。

本稿第2章では、1983年の言語正常化法や2004年のガリシア語正常化総合プランが示した言語正常化政策がめざすべき「理想」と、実際にはガリシア語使用が低迷し、国家語とのダイグロシア状況の解消が見られないばかりか、教育における英語の存在の拡大がガリシア語の存在をますます小さくしてしまう可能性までもが出てきたという「現実」について概観した。第3章では、現政権が国家語と英語の教育を重視する方針に転じた理由として、教育言語選択の自由を尊重する方針を掲げたことを取り上げ、英語を学ぶ権利と言語権との関係について考察した。その結果、当該社会に参加するために必要な権利として認めるほどの緊急性がないことから、英語を学ぶ権利は言語権には含まれないが、欧州連合の統合の進化により、人の移動がさらに進めば、外国語を学ぶ権利も言語権と同様の基本的権利となりうるかもしれないと指摘した。また、保護者による子どもの教育言語選択の自由を尊重することについては、これを無条件に尊重すれば、国家語であるカスティーリャ語が上位変種であるダイグロシア状況が固定化し、これまでの言語正常化政策を放棄することにつながりかねないと指摘した。

教員に対する聞き取り調査の結果、ガリシア語教育を担当する現場の教員の多くは、現政権のガリシア語縮小ともいえる政策に対して不満を持っていることがわかった。また、ガリシア語の世代間継承が断絶しつつあることや、世代間でガリシア語に対する意識に差があることからガリシア語の将来に危機感を有していることもわかった。一方、英語教育の拡大に対して懸念を表明する者はおらず、英語教育の拡充を当然視している教員が多いようであった。このように、ガリシア語教育の縮小政策には批判的だが英語教育の拡充には無批判な教員たちの態度は、グローバル化という時代の流れのなかで、少数言語話者がいかに複雑な心境にあるのかを浮き彫りにするものだった。教員という立場から、ガリシア語教育の必要性は痛感しており、学校教育現場におけるガリシア語の存在が減少することは問題であると考えている一方で、英語教育の拡大には逆らえないどころか、むしろ積極的に支持を表明せざるをえないである。また、子どもたちの家庭の社会経済的な状況

によって保護者のガリシア語教育に対する意識に温度差があることもわかった。

最後に、ガリシア言語アカデミーによる現政権の言語政策への批判を取り上げた。同アカデミーは、現行の言語教育政策がガリシア語話者の言語権を侵害しており、ダイグロシア状況の固定化を招くものであると指摘している。ガリシア語の保持と普及をめざす機関による指摘である点で重みはあるが、司法の場では認められなかった。しかし、欧州評議会の欧州民族的少数者保護枠組条約諮問委員会による報告書（Council of Europe 2014）においても2010年自治州政令79号により、ガリシア語による教育が減少したことが指摘されるなど、ガリシア語の回復をめざした言語正常化政策が後退しつつあることへの懸念は各所で示されつつある。今後、同アカデミーが欧州裁判所への提訴をおこない、国際的な司法の場に問題の解決を委ねれば、少数言語話者の言語権を考える際に、国家語、さらには英語をはじめとする大言語を学ぶ権利をどのように扱うべきかについて、新たな議論が巻き起こることになるだろう。

### 注

- 1) 3.4 参照。
- 2) 3.4 参照。
- 3) Decreto 79/2010, do 20 de maio, para o plurilingüismo no ensino non universitario de Galicia
- 4) 第21条では、外国語教育、特に英語教育の拡大について規定しており、「外国語による授業を、漸次的、自発的に学校の教育時間の最大3分の1にまで拡大する」目標を掲げている。
- 5) 1995年州政令247号（Decreto 247/1995）は初等教育3年から「自然」「社会」「文化」のいずれかを含む少なくとも2分野を（第4条第3項）、中等義務教育では必修科目的うち「社会科学」と「自然科学」を（第5条第1項）、選択科目のうち「環境科学」と「健康」分野の科目および各学校が定めた選択科目を（第5条第2項）ガリシア語で教授すると定めている。2007年州政令124号（Decreto 124/2007）は「算数」「自然」「社会」「文化」「市民教育」「人権」を（第8条）、中等義務教育では「自然科学」「社会科学」「地理」「歴史」「数学」「市民教育」および各学校が定めた科目を（第9条第1項、第2項）ガリシア語で教授すると定めている。
- 6) 本稿では教育課程の名称にはガリシア語表記を用いる。
- 7) 柿原武史（2010）「政権交代に伴う公立学校における少数言語教育の混乱—スペイン・ガリシア自治州における聞き取り調査から」日本言語政策学会第12回大会
- 8) A校(Boimorto市)教員3名、Boimorto市言語政策担当職員1名、B校(Vedra市)教員5名、C校(Santiago de Compostela市)教員5名に対し、調査を実施した。
- 9) ガリシア語書籍の出版社である Edicións Xerais 社編集長であり、ガリシア語に関する発言を活発に行っている Manuel Bragado Rodríguez が Faro de Vigo 紙に投稿した意見記事 (Rodríguez 2009)。

### 参考文献

- 柿原武史（2007）「少数言語復興に日本アニメが果たす役割—スペイン・ガリシア自治州の場合」『福岡大学人文論叢』第39卷3号 705-728
- （2008）「少数言語復興政策は押し付けなのか—ガリシア語の事例—」『社会言語学Ⅷ』『社会言語学』刊行会 23-40
- （2009）「CEFRは地域語・少数言語にいかなる影響を与えうるか—受容のされ方から問題点を探る—」『社会言語学IX』『社会言語学』刊行会 209-228
- 言語権研究会編（1999）『ことばへの権利—言語権とはなにか』三元社

- Council of Europe (2014) *Fourth Opinion on Spain, adopted on 3 December 2014*, The Advisory Committee on the Framework Convention for the Protection of National Minorities.
- El País (2015) *Los jóvenes 'falan' poco 'galego'*, 7 de febrero de 2015,  
[http://politica.elpais.com/politica/2015/02/07/actualidad/1423332980\\_571320.html](http://politica.elpais.com/politica/2015/02/07/actualidad/1423332980_571320.html) (2016年3月4日アクセス)
- IGE (2004) *Uso habitual e inicial do galego, Instituto Galego de Estatística*.  
[http://www.ige.eu/web/mostrar\\_actividade\\_estatistica.jsp?idioma=gl&codigo=0206004&num\\_pag=4](http://www.ige.eu/web/mostrar_actividade_estatistica.jsp?idioma=gl&codigo=0206004&num_pag=4) (2016年3月4日アクセス)
- La Voz de Galicia (2014) *A caída do uso do galego fai saltar as alarmas entre os partidos*, 8 de diciembre de 2014,  
[http://www.lavozdegalicia.es/noticia/galicia/2014/12/08/caida-do-uso-do-galego-fai-saltar-as-alarmas-os-partidos/0003\\_201412G8P7991.htm](http://www.lavozdegalicia.es/noticia/galicia/2014/12/08/caida-do-uso-do-galego-fai-saltar-as-alarmas-os-partidos/0003_201412G8P7991.htm) (2016年3月4日アクセス)
- Rodríguez, Manuel Bragado (2009) "O dano está feito", *Opinión, Faro de Vigo*, 2 de agosto de 2009,  
<http://www.farodevigo.es/opinion/2009/08/02/o-dano-feito/354611.html> (2016年3月4日アクセス)
- Seminario de sociolingüística (2003) *O galego segundo a mocidade*, Real Academia Galega, A Coruña.
- Skutnabb-Kangas, T. (1988) "Multilingualism and the education of minority children", Skutnabb-Kangas and Cummins (eds.) *Minority Education: From Shame to Struggle*, Clevedon: Multilingual Matters, pp. 9-44.
- Xunta de Galicia (2009) *Consulta ás familias sobre a utilización das linguas no ensino non universitario de Galicia*, Consellería de Educación e Ordenación Universitaria.